

平成 27 年 6 月 1 日から

中間検査申請書に壁量計算書等の 添付が必要になります

建築基準法第6条第1項第4号に掲げる小規模な建築物で、木造(在来工法)の建築物について、中間検査申請書に壁量計算書等の添付を求めます。

1 対 象

対象建築物	・法第6条第1項第4号に掲げる、小規模な木造の建築物(確認の特例の対象となる建築物に限る) ※建築基準法施行令第46条4項の規定が適用される建築物に限る
対象区域	・静岡県全域 ※特定行政庁(限定特定行政庁)においては、各市の規則により、別に定められる予定

2 適用時期

平成 27 年 6 月 1 日以降に確認申請書・計画通知書を提出した建築物に適用されます。
なお、平成 27 年 5 月 31 日までに確認申請書を提出した建築物は従前のとおりです。

3 申請書類

中間検査申請書の添付書類(新たに定めるものはゴシック体)は以下のとおりです。

申請書類	
省令で定める書類	・申請書(第26号様式) ・確認に要した図書及び書類 ・屋根の小屋組等の工事終了時の写真(法第7条の5の適用を受ける場合に限る) ・軽微な変更内容を記載した書類 ・委任状
規則で定める書類	・工事監理の実施状況を写した写真 ・筋かいの位置及び種類を明示した図書※ ・壁量計算書※

※建築確認申請書に「筋かいの位置及び種類を明示した図書」「壁量計算書」を添付した場合は、中間検査時にこれらの図書を改めて添付頂く必要はありません。

4 留意事項

○省令第4条の8第1項に基づき定める添付図書であり、省令第4条の11の2において準用されるため、指定確認検査機関に提出する場合も添付が必要となります。